

岩手県林地開発許可制度実施要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>岩手県林地開発許可制度実施要綱</p> <p>平成10年2月24日 森第1411号 平成12年3月31日 森第1376号 林業水産部長通知 平成15年4月22日 森第132号 平成18年7月20日 森保第452号 平成19年12月21日 森保第1135号 平成22年3月31日 森保第1668号 平成25年8月22日 森保第683号 平成26年3月3日 森保第1542号 平成26年6月27日 森保第376号 平成28年3月1日 森保第1698号 平成29年3月1日 森保第1452号 令和2年2月28日 森保第1235号 令和2年5月29日 森保第258号 令和3年3月31日 森保第1399号 最終改正 令和5年3月30日 森保第1519号</p> <p>農林水産部長通知</p>	<p>岩手県林地開発許可制度実施要綱</p> <p>平成10年2月24日 森第1411号 平成12年3月31日 森第1376号 林業水産部長通知 平成15年4月22日 森第132号 平成18年7月20日 森保第452号 平成19年12月21日 森保第1135号 平成22年3月31日 森保第1668号 平成25年8月22日 森保第683号 平成26年3月3日 森保第1542号 平成26年6月27日 森保第376号 平成28年3月1日 森保第1698号 平成29年3月1日 森保第1452号 令和2年2月28日 森保第1235号 令和2年5月29日 森保第258号 令和3年3月31日 森保第1399号 令和5年3月30日 森保第1519号 最終改正 令和5年3月31日 森保第1530号</p> <p>農林水産部長通知</p>
<p>第1条 ～ 第18条 [略]</p>	<p>第1条 ～ 第7条 [略]</p>
<p>附 則</p>	<p>(防災施設、埋設工作物工事の完了)</p>
<p>[中略]</p>	<p>第8条 重要な防災施設又は埋設工作物に係る工事が完了した開発行為者は、遅滞なく、林地開発行為防災施設(埋設工作物)工事完了届出書(様式第6号)を知事等に提出し、完了の確認を受けるものとする。</p>
<p>第1条 ～ 第18条 [略]</p>	<p>第9条 ～ 第18条 [略]</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>[中略]</p>
<p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。</p>	<p>附 則</p>
<p>附 則</p>	<p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>
<p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。</p>
<p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。</p>	<p>附 則</p>
<p>附 則</p>	<p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。</p>
<p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。</p>	<p>附 則</p>
<p>附 則</p>	<p>1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。</p>
<p>1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。</p>	<p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。</p>
<p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。</p>	<p>附 則</p>
<p>附 則</p>	<p>1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。</p>
<p>1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。</p>	<p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。</p>
<p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。</p>	<p>附 則</p>
<p>附 則</p>	<p>1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。</p>

岩 手 県 林 地 開 発 許 可 制 度 実 施 要 綱 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 後																												
<p>様式第6号（要綱第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">林 地 開 発 行 為 防 災 施 設 工 事 完 了 届 出 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岩手県知事 様 (広域振興局長)</p> <p style="text-align: right;">住 所 (届出者) 氏 名</p> <p>森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る防災施設工事が完了したので、岩手県林地開発許可制度実施要綱第8条の規定により届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">許可年月日及び番号</td> <td style="width: 80%;">年 月 日 岩手県指令 第 号</td> </tr> <tr> <td>開発行為に係る森林の所在場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発行為に係る森林の土地の面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発行為の目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災工事完了年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>完了した防災施設の工種及び数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1 許可年月日及び番号欄には、変更許可がある場合は上段に当初許可、下段に最終の変更許可の年月日及び番号を記載すること。 2 出来高図面、完了状況写真を添付すること。</p>	許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号	開発行為に係る森林の所在場所		開発行為に係る森林の土地の面積		開発行為の目的		防災工事完了年月日		完了した防災施設の工種及び数量		備 考		<p>様式第6号（要綱第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">林 地 開 発 行 為 防 災 施 設 (埋 設 工 作 物) 工 事 完 了 届 出 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岩手県知事 様 (広域振興局長)</p> <p style="text-align: right;">住 所 (届出者) 氏 名</p> <p>森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る防災施設（埋設工作物）工事が完了したので、岩手県林地開発許可制度実施要綱第8条の規定により届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">許可年月日及び番号</td> <td style="width: 80%;">年 月 日 岩手県指令 第 号</td> </tr> <tr> <td>開発行為に係る森林の所在場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発行為に係る森林の土地の面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発行為の目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災（埋設）工事完了年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>完了した防災施設（埋設工作物）の工種及び数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1 許可年月日及び番号欄には、変更許可がある場合は上段に当初許可、下段に最終の変更許可の年月日及び番号を記載すること。 2 出来高図面、完了状況写真を添付すること。</p>	許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号	開発行為に係る森林の所在場所		開発行為に係る森林の土地の面積		開発行為の目的		防災（埋設）工事完了年月日		完了した防災施設（埋設工作物）の工種及び数量		備 考	
許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号																												
開発行為に係る森林の所在場所																													
開発行為に係る森林の土地の面積																													
開発行為の目的																													
防災工事完了年月日																													
完了した防災施設の工種及び数量																													
備 考																													
許可年月日及び番号	年 月 日 岩手県指令 第 号																												
開発行為に係る森林の所在場所																													
開発行為に係る森林の土地の面積																													
開発行為の目的																													
防災（埋設）工事完了年月日																													
完了した防災施設（埋設工作物）の工種及び数量																													
備 考																													

岩手県林地開発許可制度実施要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後																																		
<p>別記1</p> <p>記載例4～6 [中略]</p> <p>記載例7</p> <p style="text-align: center;">林地開発行為に係るピーク流量チェックの河川管理者の指導書</p> <table border="1" data-bbox="130 579 1329 1780"> <tr> <td>申請者住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申請者氏名</td> <td>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</td> </tr> <tr> <td>指導を受けた者の職氏名</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>開発行為の目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発行為に係る森林面積</td> <td style="text-align: right;">h a</td> </tr> <tr> <td>ピーク流量チェック地点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川管理者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導者職氏名</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> </table>	申請者住所		申請者氏名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	指導を受けた者の職氏名	印	開発行為の目的		開発行為に係る森林面積	h a	ピーク流量チェック地点		河川管理者		指導者職氏名	印	<p>別記1</p> <p>記載例4～6 [中略]</p> <p>記載例7</p> <p style="text-align: center;">林地開発行為に係るピーク流量チェックの河川管理者の指導書</p> <table border="1" data-bbox="1489 579 2689 1780"> <tr> <td>申請者住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申請者氏名</td> <td>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</td> </tr> <tr> <td>指導を受けた者の職氏名</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>開発行為の目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発行為に係る森林面積</td> <td style="text-align: right;">h a</td> </tr> <tr> <td>雨量強度※</td> <td style="text-align: center;">50年確率 30年確率</td> </tr> <tr> <td>ピーク流量チェック地点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川管理者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導者職氏名</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> </table> <p>※河川管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク以下にまで調節できること。</p>	申請者住所		申請者氏名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	指導を受けた者の職氏名	印	開発行為の目的		開発行為に係る森林面積	h a	雨量強度※	50年確率 30年確率	ピーク流量チェック地点		河川管理者		指導者職氏名	印
申請者住所																																			
申請者氏名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)																																		
指導を受けた者の職氏名	印																																		
開発行為の目的																																			
開発行為に係る森林面積	h a																																		
ピーク流量チェック地点																																			
河川管理者																																			
指導者職氏名	印																																		
申請者住所																																			
申請者氏名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)																																		
指導を受けた者の職氏名	印																																		
開発行為の目的																																			
開発行為に係る森林面積	h a																																		
雨量強度※	50年確率 30年確率																																		
ピーク流量チェック地点																																			
河川管理者																																			
指導者職氏名	印																																		

岩手県林地開発許可制度実施要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>別記2（要綱第3条第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">林地開発許可技術基準</p> <p>2 土工事 [中略]</p> <p>3 法面保護工</p> <p>法面保護は、林地開発により発生した切土法面等について、自然環境を保全するために景観及び防災に配慮した施工を行うことを目的に植生基材吹付等により郷土種の本木植物による樹林化を基本姿勢とする。</p> <p>(1) 草本種は、在来種を使用することを基本とする。</p> <p>(2) 補全種は、主構成種を被圧しにくい低木類とする。</p> <p>(3) 主構成種は、郷土種（県内の天然生林）の中から選択し、植生遷移を基本的に考え、深根性の防災機能の高い樹種とする。</p> <p>表-6 植生工を主体とした法面保護工の分類</p>	<p>別記2（要綱第3条第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">林地開発許可技術基準</p> <p>2 土工事 [中略]</p> <p>3 法面保護工</p> <p>法面保護は、林地開発により発生した切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置を講ずるとともに、自然環境を保全するために景観及び防災に配慮した施工を行うことを目的に岩手県治山林道事業の県営建設工事に係る「森林土木工事植生工特記仕様書」の植生工選定フロー（別紙1-1～1-3）を参考のうえ、工種工法を選定すること。なお、郷土種の本木植物による樹林化を基本姿勢とする。</p> <p>(1) <u>植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法柵工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期の施行とする。</u></p> <p>(2) <u>表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、4によるものであること。</u></p> <p>(3) 草本種は、在来種を使用することを基本とする。</p> <p>(4) 補全種は、主構成種を被圧しにくい低木類とする。</p> <p>(5) 主構成種は、郷土種（県内の天然生林）の中から選択し、植生遷移を基本的に考え、深根性の防災機能の高い樹種とする。</p> <p>表-6 植生工を主体とした法面保護工の分類</p>

岩手県林地開発許可制度実施要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後																																																																						
<p>別記2（要綱第3条第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">林地開発許可技術基準</p> <p>4 擁 壁 [中略]</p> <p>5 排水施設</p> <p>排水施設は、開発区域の規模及び形状、開発区域内の地形、予定建築物の用途及びに開発区域周辺の降水量等から想定される雨水等を有効に排水できるものであること。</p> <p>また、排水施設への土砂流入による閉塞等を防止する観点から、表面浸食に対し、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置及び伏工等の地表面の保護措置を講じること。</p> <p>(1) 流出量</p> <p>ア 流出量の算定方式は次式による。</p> $Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$ <p>Q = 流出量(m³/sec) f = 流出係数 r = 降雨強度(mm/hour) A = 集水面積(ha)</p> <p>イ 流出係数は次表を参考とする。</p> <p>表-14</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 地表状態</th> <th>浸透能小</th> <th>浸透能中</th> <th>浸透能大</th> </tr> <tr> <th>(山岳地)</th> <th>(丘陵地)</th> <th>(平坦地)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林 地</td> <td>0.6~0.7</td> <td>0.5~0.6</td> <td>0.3~0.5</td> </tr> <tr> <td>草 地</td> <td>0.7~0.8</td> <td>0.6~0.7</td> <td>0.4~0.6</td> </tr> <tr> <td>耕 地</td> <td>—</td> <td>0.7~0.8</td> <td>0.5~0.7</td> </tr> <tr> <td>裸 地</td> <td>1.0</td> <td>0.9~1.0</td> <td>0.8~0.9</td> </tr> <tr> <td>太陽光パネル設置箇所</td> <td colspan="3">0.9~1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 降雨強度は、次表の単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とする。</p> <p>表-15</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>集水区域面積</th> <th>単位時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50ha 以下</td> <td>10分</td> </tr> <tr> <td>100ha 以下</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>500ha 以下</td> <td>30分</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 排水施設 [以下略]</p>	区分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大	(山岳地)	(丘陵地)	(平坦地)	林 地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5	草 地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6	耕 地	—	0.7~0.8	0.5~0.7	裸 地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9	太陽光パネル設置箇所	0.9~1.0			集水区域面積	単位時間	50ha 以下	10分	100ha 以下	20分	500ha 以下	30分	<p>別記2（要綱第3条第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">林地開発許可技術基準</p> <p>4 擁 壁 [中略]</p> <p>5 排水施設</p> <p>排水施設は、開発区域の規模及び形状、開発区域内の地形、予定建築物の用途及びに開発区域周辺の降水量等から想定される雨水等を有効に排水できるものであること。</p> <p>また、排水施設への土砂流入による閉塞等を防止する観点から、表面浸食に対し、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置及び伏工等の地表面の保護措置を講じること。</p> <p>(1) 流出量</p> <p>ア 流出量の算定方式は次式による。</p> $Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$ <p>Q = 流出量(m³/sec) f = 流出係数 r = 降雨強度(mm/hour) A = 集水面積(ha)</p> <p>イ 流出係数は次表を参考とする。</p> <p>表-14</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 地表状態</th> <th>浸透能小</th> <th>浸透能中</th> <th>浸透能大</th> </tr> <tr> <th>(山岳地)</th> <th>(丘陵地)</th> <th>(平坦地)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林 地</td> <td>0.6~0.7</td> <td>0.5~0.6</td> <td>0.3~0.5</td> </tr> <tr> <td>草 地</td> <td>0.7~0.8</td> <td>0.6~0.7</td> <td>0.4~0.6</td> </tr> <tr> <td>耕 地</td> <td>—</td> <td>0.7~0.8</td> <td>0.5~0.7</td> </tr> <tr> <td>裸 地</td> <td>1.0</td> <td>0.9~1.0</td> <td>0.8~0.9</td> </tr> <tr> <td>太陽光パネル設置箇所</td> <td><u>1.0</u></td> <td><u>0.9~1.0</u></td> <td><u>0.9</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 降雨強度は、次表の単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とする。<u>ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。</u></p> <p>表-15</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>集水区域面積</th> <th>単位時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50ha 以下</td> <td>10分</td> </tr> <tr> <td>100ha 以下</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>500ha 以下</td> <td>30分</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ <u>雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は、必要に応じてアに定めるものより一定程度（20%の余裕を見込む）大きく定められていること。</u></p> <p>オ <u>洪水調整池の下流に位置する排水施設については、洪水調整池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。</u></p> <p>5 排水施設 [以下略]</p>	区分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大	(山岳地)	(丘陵地)	(平坦地)	林 地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5	草 地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6	耕 地	—	0.7~0.8	0.5~0.7	裸 地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9	太陽光パネル設置箇所	<u>1.0</u>	<u>0.9~1.0</u>	<u>0.9</u>	集水区域面積	単位時間	50ha 以下	10分	100ha 以下	20分	500ha 以下	30分
区分 地表状態		浸透能小	浸透能中	浸透能大																																																																			
	(山岳地)	(丘陵地)	(平坦地)																																																																				
林 地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5																																																																				
草 地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6																																																																				
耕 地	—	0.7~0.8	0.5~0.7																																																																				
裸 地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9																																																																				
太陽光パネル設置箇所	0.9~1.0																																																																						
集水区域面積	単位時間																																																																						
50ha 以下	10分																																																																						
100ha 以下	20分																																																																						
500ha 以下	30分																																																																						
区分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大																																																																				
	(山岳地)	(丘陵地)	(平坦地)																																																																				
林 地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5																																																																				
草 地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6																																																																				
耕 地	—	0.7~0.8	0.5~0.7																																																																				
裸 地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9																																																																				
太陽光パネル設置箇所	<u>1.0</u>	<u>0.9~1.0</u>	<u>0.9</u>																																																																				
集水区域面積	単位時間																																																																						
50ha 以下	10分																																																																						
100ha 以下	20分																																																																						
500ha 以下	30分																																																																						

岩手県林地開発許可制度実施要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後																																																					
<p>別記2（要綱第3条第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">林地開発許可技術基準</p> <p>6 土砂溜えん堤</p> <p>(1) 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して土砂溜えん堤を設けること。</p> <p>(2) 貯砂能力は、表-19による流出土砂量を見込んだ量とし、工事完了後の流出土砂量については次の期間以上について見積もること。</p> <p>ア 人家その他公共施設の近く 5年分</p> <p>イ その他の地区 3年分</p> <p>表-19 流出土砂量</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>地表の状況</th> <th>1 ha 当り流出土砂量(m³/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>裸地荒廃地等</td> <td>200~400</td> </tr> <tr> <td>皆伐地帯・草地等</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>択伐地</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>普通の林地</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置とすること。</p> <p>(4) えん堤等の構造は、「治山技術基準」等を参考にするものとする。</p>	地表の状況	1 ha 当り流出土砂量(m ³ /年)	裸地荒廃地等	200~400	皆伐地帯・草地等	15	択伐地	2	普通の林地	1	<p>別記2（要綱第3条第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">林地開発許可技術基準</p> <p>6 土砂溜えん堤</p> <p>(1) 開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に「災害が発生するおそれがある区域」⁽⁶⁾が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して土砂溜えん堤を設けること。</p> <p>(2) 貯砂能力は、表-19による流出土砂量を見込んだ量とし、工事完了後の流出土砂量については次の期間以上について見積もること。</p> <p>ア 人家その他公共施設の近く 5年分</p> <p>イ その他の地区 3年分</p> <p>表-19 流出土砂量</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>地表の状況</th> <th>1 ha 当り流出土砂量(m³/年)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>裸地荒廃地等</td> <td>200~600</td> <td>表-20</td> </tr> <tr> <td>皆伐地帯・草地等</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>択伐地</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通の林地</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表-20 裸地荒廃地等の流出土砂量</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>侵食状況</th> <th>1 ha 当り流出土砂量(m³/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多</td> <td>脆弱な土壌で侵食のおそれが高い場合</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>多でも少でもない場合</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>少</td> <td>特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地形、地質、気象等を考慮の上、適切に定めること。（治山技術基準解説総則・山地治山編より引用）</p> <p>(3) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置とすること。</p> <p>(4) えん堤等の構造は、「治山技術基準」等を参考にするものとする。</p> <p>(5) 「災害が発生するおそれがある区域」については表-21に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、以下に掲げるア及びイを目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表-21に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。</p> <p>ア 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。</p> <p>イ 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。</p> <p>表-21 災害が発生するおそれがある区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区域の名称</th> <th>根拠とする法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防指定地</td> <td>砂防法</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止区域</td> <td>地すべり等防止法</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域</td> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</td> </tr> <tr> <td>災害危険区域</td> <td>建築基準法</td> </tr> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td rowspan="3">山地災害危険地区調査要領</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険地区</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> </tr> </tbody> </table>	地表の状況	1 ha 当り流出土砂量(m ³ /年)	備考	裸地荒廃地等	200~600	表-20	皆伐地帯・草地等	15		択伐地	2		普通の林地	1		区分	侵食状況	1 ha 当り流出土砂量(m ³ /年)	多	脆弱な土壌で侵食のおそれが高い場合	600	中	多でも少でもない場合	400	少	特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合	200	区域の名称	根拠とする法令等	砂防指定地	砂防法	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	地すべり防止区域	地すべり等防止法	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	災害危険区域	建築基準法	山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区
地表の状況	1 ha 当り流出土砂量(m ³ /年)																																																					
裸地荒廃地等	200~400																																																					
皆伐地帯・草地等	15																																																					
択伐地	2																																																					
普通の林地	1																																																					
地表の状況	1 ha 当り流出土砂量(m ³ /年)	備考																																																				
裸地荒廃地等	200~600	表-20																																																				
皆伐地帯・草地等	15																																																					
択伐地	2																																																					
普通の林地	1																																																					
区分	侵食状況	1 ha 当り流出土砂量(m ³ /年)																																																				
多	脆弱な土壌で侵食のおそれが高い場合	600																																																				
中	多でも少でもない場合	400																																																				
少	特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合	200																																																				
区域の名称	根拠とする法令等																																																					
砂防指定地	砂防法																																																					
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律																																																					
地すべり防止区域	地すべり等防止法																																																					
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律																																																					
災害危険区域	建築基準法																																																					
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領																																																					
地すべり危険地区																																																						
崩壊土砂流出危険地区																																																						

7 洪水調整池

開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより、水害が発生するおそれがある場合には洪水調整池を設置する。

(1) 洪水調整池の計画

ア 河川管理者の指導を受け、当該開発行為に係る森林の下流において、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点を選定する。

ただし、河川管理者から特に指示があった場合はその指示に従うこと。(以下同じ。)

イ アの地点のうち、開発中及び開発後の30年確率降雨により想定される無調節のピーク流量が開発前のピーク流量の1%以上増加する地点を選定する。

ただし、当該ピーク流量の1%未満であっても、当該河川等の管理者から安全に流下させることができないとの判断が示された場合はその地点も選定する。

ウ イの地点が生じない場合には、洪水調整池の設置は不要である。

ただし、開発行為に係る森林面積が10ha以上の場合は、原則として洪水調整池を設置するものとする。

エ ピーク流量の算定はラショナル式を用いる。

オ イで選定した各地点のそれぞれ開発前の30年確率でのピーク流量を越えることとならない洪水調整池からの放流量を算定し、洪水調整池の必要調節容量を計画する。

カ 放流量の算定は次式による。

$$q = Q_p \cdot \frac{a \cdot f}{A \cdot F}$$

q : 放流量(m³)

Q_p : ピーク流量

A : 選定地点の集水区域面積(ha)

a : 洪水調整池の集水区域面積(ha)

F : 選定地点の集水区域の開発前の流出係数

f : 開発行為に係る森林の開発前の流出係数

(2) 必要調節容量の算定

必要調節容量の算定の手法は現地状況及び計画内容に応じた合理的な式を採用して計画するものとするが、ここでは、次式アのVの値を最大とする容量をもって、その必要調節容量とする「簡便法」について説明する。

ア

$$V = \left[r_i - \frac{r_c}{2} \right] \cdot t_i \cdot f \cdot A \cdot \frac{1}{360}$$

V : 必要調節容量(m³)

f : 流出係数

A : 流域面積(ha)

r_c : 調整池下流の流下能力の値に対する平均雨量強度(mm/hr)

r_i : 30年確率降雨強度の任意の継続時間t_iに対応する降雨強度(mm/hr)

t_i : 任意の継続時間(sec)

イ 許容放流量(Q_{p c})に対応する降雨強度(r_c)は、次式によって算定する。

$$r_c = Q_{p c} \cdot \frac{360}{f \cdot a}$$

(6) なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講じること。

7 洪水調整池

開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより、水害が発生するおそれがある場合には洪水調整池を設置する。

(1) 洪水調整池の計画

ア 河川管理者の指導を受け、当該開発行為に係る森林の下流において、30(50)年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点を選定する。

ただし、河川管理者から50年確率で想定される雨量強度に対応する洪水調節池の設置を求められる場合には、雨量強度を50年確率とする。その他、特に指示があった場合はその指示に従うこと。(以下同じ。)

イ アの地点のうち、開発中及び開発後の30(50)年確率降雨により想定される無調節のピーク流量が開発前のピーク流量の1%以上増加する地点を選定する。

ただし、当該ピーク流量の1%未満であっても、当該河川等の管理者から安全に流下させることができないとの判断が示された場合はその地点も選定する。

ウ イの地点が生じない場合には、洪水調整池の設置は不要である。

ただし、開発行為に係る森林面積が10ha以上の場合は、原則として洪水調整池を設置するものとする。

エ ピーク流量の算定はラショナル式を用いる。

オ イで選定した各地点のそれぞれ開発前の30(50)年確率でのピーク流量を越えることとならない洪水調整池からの放流量を算定し、洪水調整池の必要調節容量を計画する。

カ 放流量の算定は次式による。

$$q = Q_p \cdot \frac{a \cdot f}{A \cdot F}$$

q : 放流量(m³)

Q_p : ピーク流量

A : 選定地点の集水区域面積(ha)

a : 洪水調整池の集水区域面積(ha)

F : 選定地点の集水区域の開発前の流出係数

f : 開発行為に係る森林の開発前の流出係数

(2) 必要調節容量の算定

必要調節容量の算定の手法は現地状況及び計画内容に応じた合理的な式を採用して計画するものとするが、ここでは、次式アのVの値を最大とする容量をもって、その必要調節容量とする「簡便法」について説明する。

ア

$$V = \left[r_i - \frac{r_c}{2} \right] \cdot t_i \cdot f \cdot A \cdot \frac{1}{360}$$

V : 必要調節容量(m³)

f : 流出係数

A : 流域面積(ha)

r_c : 調整池下流の流下能力の値に対する平均雨量強度(mm/hr)

r_i : 30(50)年確率降雨強度の任意の継続時間t_iに対応する降雨強度(mm/hr)

t_i : 任意の継続時間(sec)

イ 許容放流量(Q_{p c})に対応する降雨強度(r_c)は、次式によって算定する。

$$r_c = Q_{p c} \cdot \frac{360}{f \cdot a}$$

ウ 許容放流量(Q_{p c}) は次式によって算定する。

$$Q_{p c} = Q \cdot \frac{a}{A}$$

Q : 検討区間内における河川等の流下能力(m³/sec)

流下能力は排水施設の計算方法を用いて算定する。

a : 放流地点上流の流域面積(ha)

A : 河川等の流下能力算定地点からの上流の流域面積(ha)

エ 降雨強度 r_i の算定

$$r_i = \frac{c}{t_i^n + b}$$

n, b, c : 降雨強度曲線式の定数 (表-20 降雨強度式参照。表では、t_iをtと表示している。)

オ 必要調節容量の算定

アの式に、イ、エの式を代入し。微分してdV/dt=0となるt_iを算定し、Vが最大になる値をもって必要調節容量とする。

- (3) 流出係数は、原則として排水施設の計画雨水量の算定に使用した流出係数を用いる。
- (4) 洪水調整池の調節容量には必要な堆砂量を見込むこと。
設計堆砂量は「6 土砂留えん堤」による。
- (5) 洪水調整方式は原則として自然放流式とする。
- (6) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあつては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあつてはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。
- (7) 洪水調節池の構造等については、「防災調節池等技術基準(案)」（(社)日本河川協会）等を参考とする。

ウ 許容放流量(Q_{p c}) は次式によって算定する。

$$Q_{p c} = Q \cdot \frac{a}{A}$$

Q : 検討区間内における河川等の流下能力(m³/sec)

流下能力は排水施設の計算方法を用いて算定する。

a : 放流地点上流の流域面積(ha)

A : 河川等の流下能力算定地点からの上流の流域面積(ha)

エ 降雨強度 r_i の算定

$$r_i = \frac{c}{t_i^n + b}$$

n, b, c : 降雨強度曲線式の定数 (表-20 降雨強度式参照。表では、t_iをtと表示している。)

オ 必要調節容量の算定

アの式に、イ、エの式を代入し。微分してdV/dt=0となるt_iを算定し、Vが最大になる値をもって必要調節容量とする。

- (3) 流出係数は、原則として排水施設の計画雨水量の算定に使用した流出係数を用いる。
- (4) 洪水調整池の調節容量には必要な堆砂量を見込むこと。
設計堆砂量は「6 土砂留えん堤」による。
- (5) 洪水調整方式は原則として自然放流式とする。
- (6) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあつては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあつてはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。
- (7) 洪水調節池の構造等については、「防災調節池等技術基準(案)」（(社)日本河川協会）等を参考とする。

岩手県林地開発許可制度実施要綱 新旧対照表

現 行						改 正 後					
別記2（要綱第3条第2項関係）						別記2（要綱第3条第2項関係）					
林地開発許可技術基準						林地開発許可技術基準					
表-20 降雨強度式 降雨強度式は、「岩手県雨量統計解析報告書」より求めるものとする。						表-22 降雨強度式 降雨強度式は、「岩手県雨量統計解析報告書」より求めるものとする。					
区域※	確率年	降雨強度式(Cleveland式)	標準流達時間(分)当たり 降雨強度(mm/h)								
			10分	20分	30分						
盛岡	10	$480.02 / (t^{0.58} + 0.934)$	101.4	72.5	59.1						
	30	$494.90 / (t^{0.54} + 0.586)$	122.1	87.9	72.1						
	100	$505.25 / (t^{0.50} + 0.365)$	143.3	104.5	86.5						
宮古	10	$438.64 / (t^{0.50} + 1.076)$	103.5	79.1	66.9						
	30	$509.85 / (t^{0.49} + 0.854)$	129.3	98.2	82.9						
	100	$576.31 / (t^{0.48} + 0.648)$	157.1	118.6	100.0						
大船渡	10	$546.63 / (t^{0.55} + 1.389)$	110.7	83.0	69.4						
	30	$686.02 / (t^{0.56} + 1.411)$	136.1	101.4	84.4						
	100	$799.94 / (t^{0.56} + 1.259)$	163.6	121.0	100.3						
一関	10	$730.13 / (t^{0.66} + 2.509)$	103.1	75.0	61.1						
	30	$659.48 / (t^{0.61} + 1.073)$	128.1	90.5	73.0						
	100	$549.95 / (t^{0.55} - 0.015)$	155.6	106.2	84.9						
二戸	10	$690.88 / (t^{0.65} + 3.306)$	88.9	67.0	55.6						
	30	$555.80 / (t^{0.57} + 1.264)$	111.6	82.0	67.7						
	100	$361.15 / (t^{0.46} - 0.275)$	138.4	97.8	80.2						
久慈	10	$865.22 / (t^{0.61} + 5.852)$	87.2	71.7	62.6						
	30	$1,308.22 / (t^{0.61} + 8.473)$	104.3	89.1	79.6						
	100	$3,474.05 / (t^{0.70} + 23.878)$	120.3	108.5	100.1						
遠野	10	$1,129.18 / (t^{0.73} + 7.390)$	88.5	69.3	58.3						
	30	$1,881.50 / (t^{0.78} + 12.419)$	102.0	82.6	70.7						
	100	$3,073.32 / (t^{0.83} + 19.822)$	115.6	96.5	83.9						
千厩	10	$1,634.82 / (t^{0.81} + 10.804)$	94.7	73.9	61.6						
	30	$2,440.74 / (t^{0.85} + 14.135)$	115.1	90.7	75.9						
	100	$3,204.22 / (t^{0.87} + 15.918)$	137.3	108.7	91.0						

区域※	確率年	降雨強度式(Cleveland式)	標準流達時間(分)当たり 降雨強度(mm/h)		
			10分	20分	30分
盛岡	10	$480.02 / (t^{0.58} + 0.934)$	101.4	72.5	59.1
	20	$478.02 / (t^{0.55} + 0.617)$	114.8	82.3	67.2
	30	$494.90 / (t^{0.54} + 0.586)$	122.1	87.9	72.1
	50	$522.10 / (t^{0.53} + 0.598)$	131.0	95.1	78.4
	100	$505.25 / (t^{0.50} + 0.365)$	143.3	104.5	86.5
宮古	10	$438.64 / (t^{0.50} + 1.076)$	103.5	79.1	66.9
	20	$474.59 / (t^{0.49} + 0.867)$	119.9	91.1	77.0
	30	$509.85 / (t^{0.49} + 0.854)$	129.3	98.2	82.9
	50	$520.82 / (t^{0.48} + 0.667)$	141.3	106.7	90.1
	100	$576.31 / (t^{0.48} + 0.648)$	157.1	118.6	100.0
大船渡	10	$546.63 / (t^{0.55} + 1.389)$	110.7	83.0	69.4
	20	$610.36 / (t^{0.55} + 1.257)$	127.0	94.6	78.8
	30	$686.02 / (t^{0.56} + 1.411)$	136.1	101.4	84.4
	50	$733.46 / (t^{0.56} + 1.331)$	147.8	109.7	91.1
	100	$799.94 / (t^{0.56} + 1.259)$	163.6	121.0	100.3
一関	10	$730.13 / (t^{0.66} + 2.509)$	103.1	75.0	61.1
	20	$655.34 / (t^{0.62} + 1.326)$	119.3	84.7	68.5
	30	$659.48 / (t^{0.61} + 1.073)$	128.1	90.5	73.0
	50	$596.31 / (t^{0.58} + 0.459)$	139.9	97.1	78.0
	100	$549.95 / (t^{0.55} - 0.015)$	155.6	106.2	84.9
二戸	10	$690.88 / (t^{0.65} + 3.306)$	88.9	67.0	55.6
	20	$606.65 / (t^{0.60} + 1.898)$	103.2	76.5	63.2
	30	$555.80 / (t^{0.57} + 1.264)$	111.6	82.0	67.7
	50	$485.69 / (t^{0.53} + 0.573)$	122.6	88.9	73.2
	100	$361.15 / (t^{0.46} - 0.275)$	138.4	97.8	80.2
久慈	10	$865.22 / (t^{0.61} + 5.852)$	87.2	71.7	62.6
	20	$1,059.20 / (t^{0.60} + 6.793)$	98.3	82.6	73.1
	30	$1,308.22 / (t^{0.61} + 8.473)$	104.3	89.1	79.6
	50	$1,777.11 / (t^{0.63} + 11.672)$	111.5	97.3	88.0
	100	$3,474.05 / (t^{0.70} + 23.878)$	120.3	108.5	100.1
遠野	10	$1,129.18 / (t^{0.73} + 7.390)$	88.5	69.3	58.3
	20	$1,553.94 / (t^{0.76} + 10.221)$	97.3	77.8	66.2
	30	$1,881.50 / (t^{0.78} + 12.419)$	102.0	82.6	70.7
	50	$2,311.07 / (t^{0.80} + 15.090)$	108.0	88.6	76.3

注) 岩手県雨量統計解析報告書(令和2年4月)(以下「報告書」という。)による。
 なお、標準流達時間10分及び30分当たりの降雨強度は報告書によるものとし、20分当たりの降雨強度は上記降雨強度式により算定するものとする。
 区域は降雨強度式適応区域図を参照すること。

	100	3,073.32 / (t ^{0.83} + 19.822)	115.6	96.5	83.9
千厩	10	1,634.82 / (t ^{0.81} + 10.804)	94.7	73.9	61.6
	20	2,167.82 / (t ^{0.84} + 13.224)	107.6	84.7	70.8
	30	2,440.74 / (t ^{0.85} + 14.135)	115.1	90.7	75.9
	50	2,771.77 / (t ^{0.86} + 15.012)	124.5	98.4	82.4
	100	3,204.22 / (t ^{0.87} + 15.918)	137.3	108.7	91.0

注) 岩手県雨量統計解析報告書(令和2年4月)(以下「報告書」という。)による。
 なお、標準流達時間10分及び30分当たりの降雨強度は報告書によるものとし、20分当たりの降雨強度は上記降雨強度式により算定するものとする。
 区域は降雨強度式適応区域図を参照すること。